

公益充実資金の公表

公益財団法人北澤育英会は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第23条第1項第2号の規程に基づき、公益充実資金に係る以下の事項を公表する。

1. 公益充実資金の積立

① 資金の目的

将来の、経済の悪化等の変動による運用収入の大幅な減少に備え、公益目的事業である奨学金給付の持続的安定及び充実・拡充のために積立計上している。

② 積立限度額と算定根拠

積立限度額は6億6千万円とする。

算定根拠は、基本財産の配当金が過去の最低水準まで減少した事態に備え、現在の在籍生数を基準に、採用学生の増加に加え諸経費の上昇なども前提に、大学1年次から大学院2年次修了までの6年の間、奨学金給付を安定的に維持するものとして計算し算出している。

③ 支出予定時期

積立限度額に達する時期を6年後の令和12年度末とし、基本財産運用収入の減少に備えるものとする。

④ 特別の手続

目的外の取り崩しを行う場合は、その必要性、取崩の額等詳細を理事会の決議を経て行うものとする。

2. 公益充実資金の増減額及び期末残高

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期積立額	当期取崩額		当期末残高
			目的	目的外	
公益充実資金 令和7年度	0	90,000,000	0	0	90,000,000
計	0	90,000,000	0	0	90,000,000